

くみやま 福祉の3計画

概要版

「くみやま“あい”をつなぐ絆プラン」

「久御山町第9次高齢者保健福祉計画」

「久御山町第4次障害者基本計画」



福祉の3計画全体の概要を知りたい方は……………P1へ
住民の支え合いの取組について知りたい方は……………P3へ
高齢者に関する取組について知りたい方は……………P7へ

絵：五所尾 宏美さん（東角校区在住）

障害者に関する取組について知りたい方は……………P11へ
福祉の3計画の推進の考え方を知りたい方は……………P15へ

福祉の3計画の概要

福祉の3計画の策定の趣旨は？

「子ども、高齢者、障害者など、すべての人が地域・暮らし・生きがいとともに創り、高め合える『地域共生社会』の実現は、福祉分野におけるまちづくりのすべての取組がめざす共通の方向性です。

本町の福祉の3計画は、各計画の制度的な位置づけ等も踏まえた枠組みの中で、地域共生社会の実現に向けた方向性を示す計画として策定しています。

福祉の3計画の位置づけは？

くみやま “あい”をつなぐ絆プラン

福祉の各分野における共通的な事項を示す、本町の福祉の上位計画である「地域福祉計画」と、町社協が主体となって住民や民間組織の活動方針をまとめた「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

計画期間：令和3年度～令和7年度 対象者：すべての住民

久御山町 第9次高齢者 保健福祉計画

高齢者等の健康づくりや介護予防、生きがいづくり、福祉のまちづくり等を含む総合的な計画である「高齢者福祉計画」に、介護保険事業を運営するための「介護保険事業計画」を併せて掲載するものです。

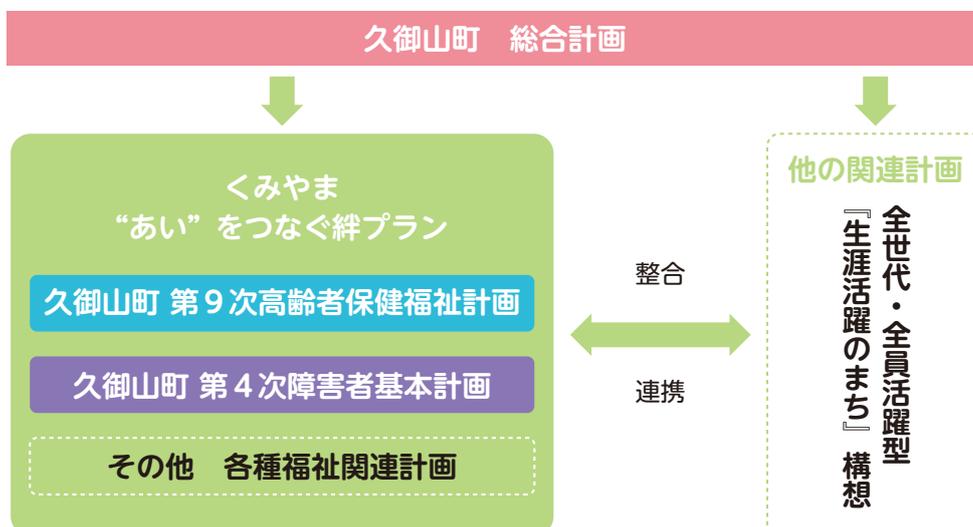
計画期間：令和3年度～令和5年度 対象者：すべての高齢者等

久御山町 第4次障害者 基本計画

障害福祉施策の最も基本的な理念と、事業を展開する際の指針を明らかにするものです。

計画期間：令和3年度～令和8年度 対象者：すべての障害者等

福祉の3計画の関係は？



福祉の3計画に共通する主な取組は？

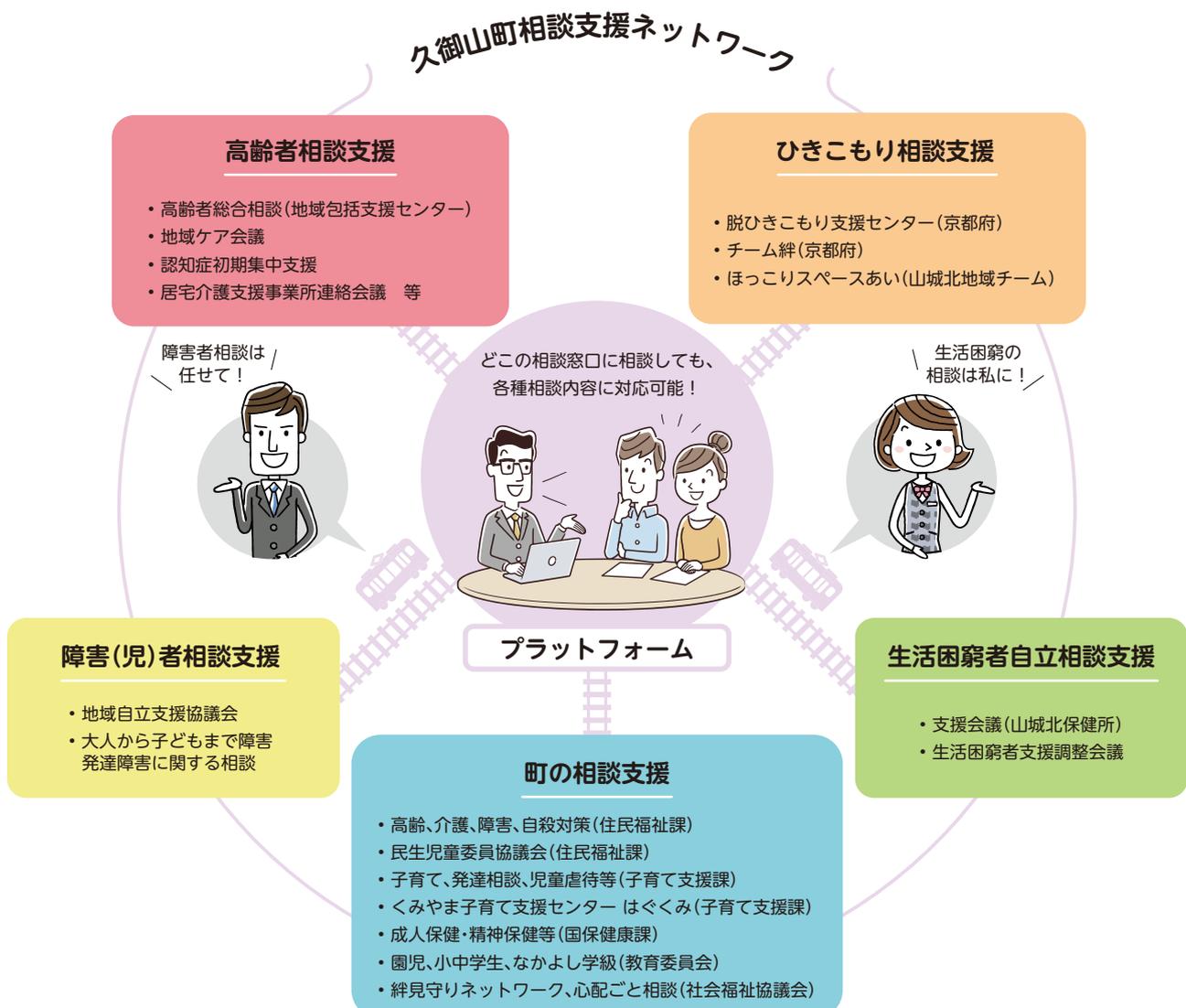
地域共生社会の実現に向けては、人口減少や高齢化等に伴う地域の複合的な課題を、地域の多様な主体の連携や機能によって、地域で解決するための、『**地域包括ケアシステム**』の構築が求められています。

本町においてはこれまで、国の制度等を踏まえ、高齢者を主な対象とした地域包括ケアシステムの構築を進めてきましたが、今後はすべての住民を対象としたより包括的なシステムの構築が必要と考えています。

そのため、福祉の3計画の共通の取組として、すべての住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けた属性や世代を問わない相談支援のネットワークづくりを進めることとします。

くみやま“あい”をつなぐプラットフォーム

相談者の相談内容に応じて、久御山町相談支援ネットワーク内におけるそれぞれの相談支援事業所から、適した支援を実施します！



次のページからは、福祉の3計画それぞれの内容について記載しています。▶

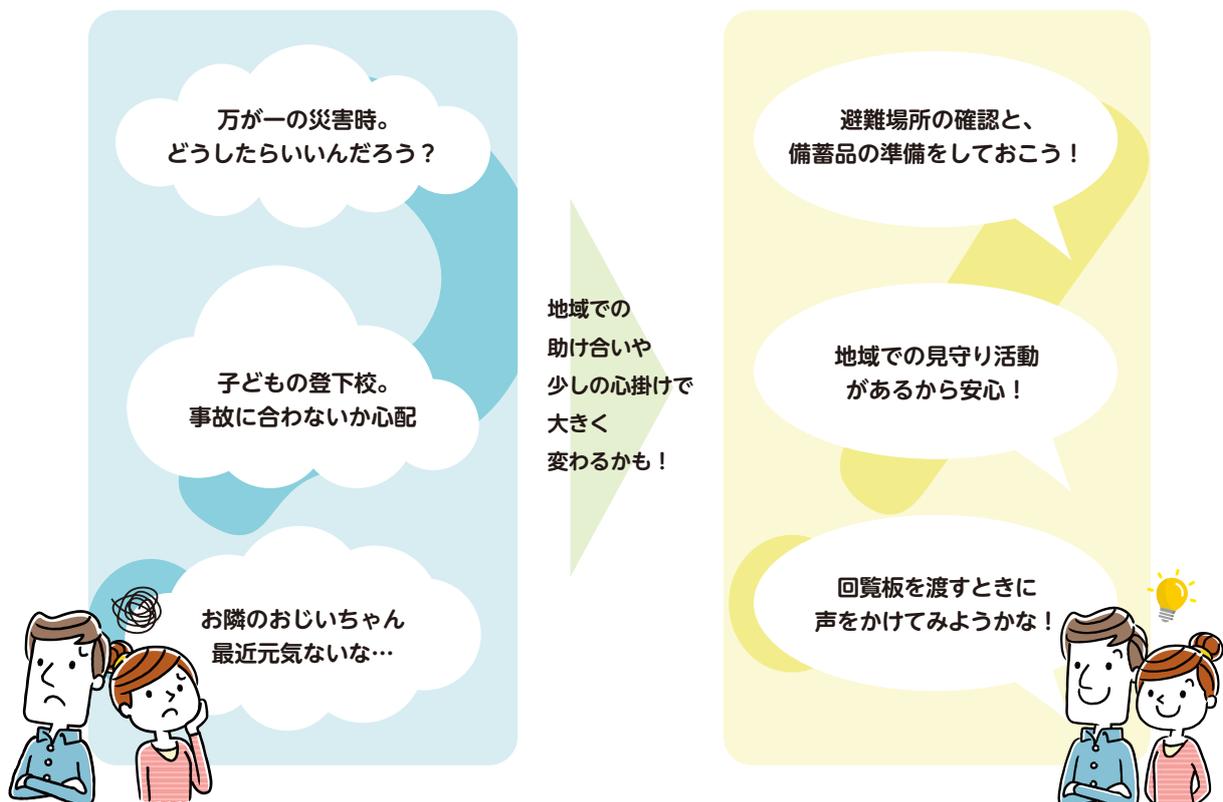
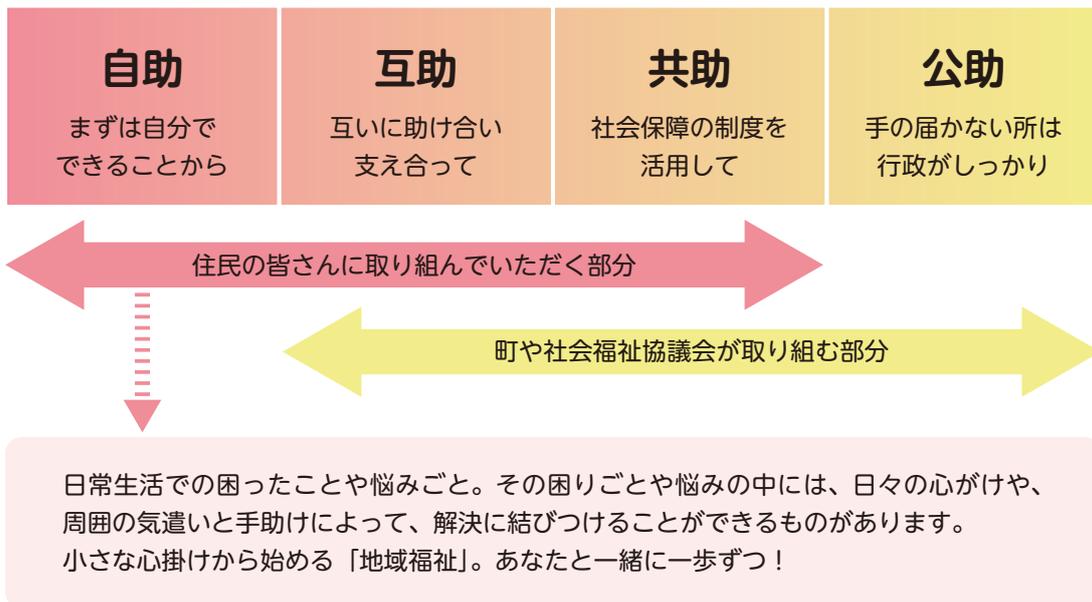
くみやま“あい”をつなぐ絆プラン

地域福祉って何だろう？

地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において誰もが安心して暮らせるよう、お互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

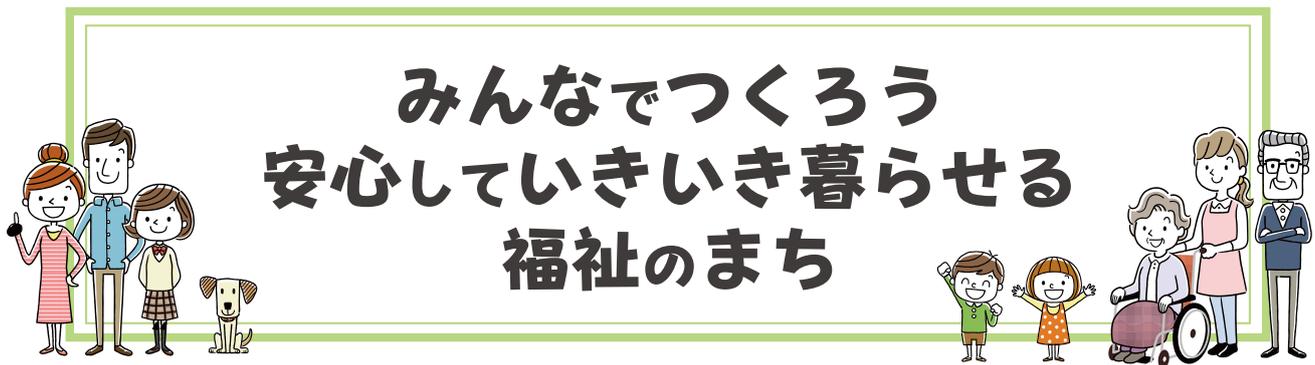
地域福祉を進めていくために重要となる4つの「助」



久御山町の地域福祉 めざす先は？

計画の基本理念

久御山町では、住民一人ひとりが支え、支えられ、子どもから高齢者、支援を必要とする人も誰もが安心していきいきと暮らせるようなまちをめざします。



計画の基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を掲げます。

● あったかい地域にしよう ～地域の誰もが顔なじみ～

久御山町におけるさまざまなつながりを広げ、誰もが顔なじみのあったかい地域をつくるため、日頃のあいさつや近所付き合いを大切にされた地域活動を進めます。

● 誰もが心安らぐまちにしよう ～みんなが快適に暮らせる素敵なまち～

誰もが安心して快適に暮らせる久御山町として、日常生活における不安のない、ずっと身近な場所で住み続けられる素敵な地域づくりを進めます。

● 支え合いを根付かせよう ～私もあなたも、誰かの支え～

困っている人をみんなで見守り、時には支えられるように、支援者同士のネットワークを築き、支え合いのまちづくりを進めます。

くみやま“あい”をつなぐ絆プラン

地域福祉を進めるために何をするの？

1 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

具体の取組

- (1) 住みよい地域環境づくり
- (2) 安全・安心なまちづくり
- (3) 配慮が必要な方への支援

2 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり

具体の取組

- (1) 公共交通の充実と移動手段の確保等
- (2) ユニバーサル・デザインのまちづくり
- (3) 福祉情報の提供の充実

3 地域住民の交流の場づくり

詳しく見てみて！事業

1

具体の取組

- (1) 誰もが集える交流や憩いの場づくり ●
- (2) 自治会活動の推進
- (3) 地域福祉・見守り活動の推進

4 地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり

具体の取組

- (1) 地域福祉を知る機会の充実
- (2) 福祉教育・道徳教育の推進と青少年健全育成
- (3) 人権尊重のまちづくり

5 私もかかわるまちづくりの推進

詳しく見てみて！事業

2

具体の取組

- (1) 住民による相互支援活動の展開 ●
- (2) 各種団体活動の充実とネットワークの強化
- (3) 支援者をつなぐセーフティネットの構築

詳しく見てみて！事業

3

6 地域福祉推進体制の強化

具体の取組

- (1) 包括的な相談体制の充実
- (2) 地域における課題の収集と共有
- (3) 福祉サービスの利用援助とケアマネジメント機能の充実

7 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり

具体の取組

- (1) 自殺対策に係るネットワークの充実
- (2) 住民への周知と啓発
- (3) 生きることの促進要因への支援

詳しく見てみて！事業 ① 「誰もが憩う つながりの居場所づくり」

子どもから高齢者まで、世代を超えて誰もが集える住民同士のふれあいや交流を促進します。また、身近な地域で年齢を問わず誰もが気軽に立ち寄り、憩い、交流できる居場所の拡充を進めます。



詳しく見てみて！事業 ② 「げんきサポーターの養成」

げんきサポーターって？

地域住民が健康で社会活動するため、日々の暮らしの中で健康づくり活動の普及・見守り支援などを行い、地域で活動する人のこと

サポーター研修の実施や「歩くまち くみやま」イベントの推進を行い、げんきサポーターの実活動に向けた支援を行います。



詳しく見てみて！事業 ③ 「包括的な相談支援ネットワークの構築」

さまざまな相談窓口でネットワークを構築し、複数の課題を抱える人にも対応できる、包括的な相談体制の充実に努めます。

詳しくは2ページ、くみやま“あい”をつなぐプラットフォームを参照ください。



久御山町の高齢者や認定者数は？

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）についてみると、令和2年度の4,890人から、令和22年度には4,136人となる見込みです。

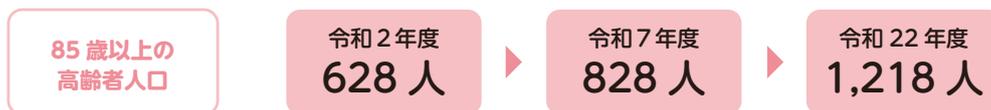
しかし、介護需要に結びつきやすい85歳以上の高齢者については、令和2年度の628人から、令和22年度は1,218人と概ね2倍程度まで増加が見込まれ、これに伴い認定者数についても増加が見込まれます。

※認定者数とは、要介護・要支援認定者数のことです。

今後、高齢者人口は総人口の減少に伴い緩やかに減少することが見込まれます



介護需要に結びつきやすい85歳以上の高齢者人口は、大幅な増加が見込まれます

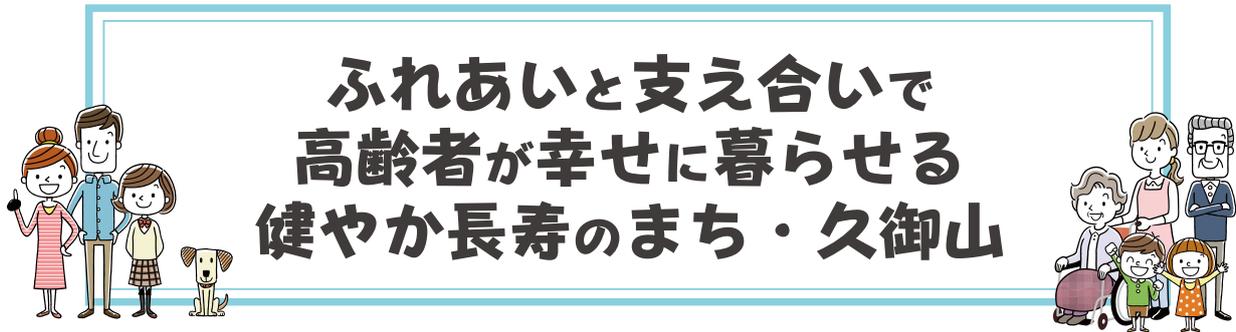


認定者数についても、当面増加が見込まれます



介護保険料の増加をはじめ、様々な問題の発生が懸念されます

計画の基本理念

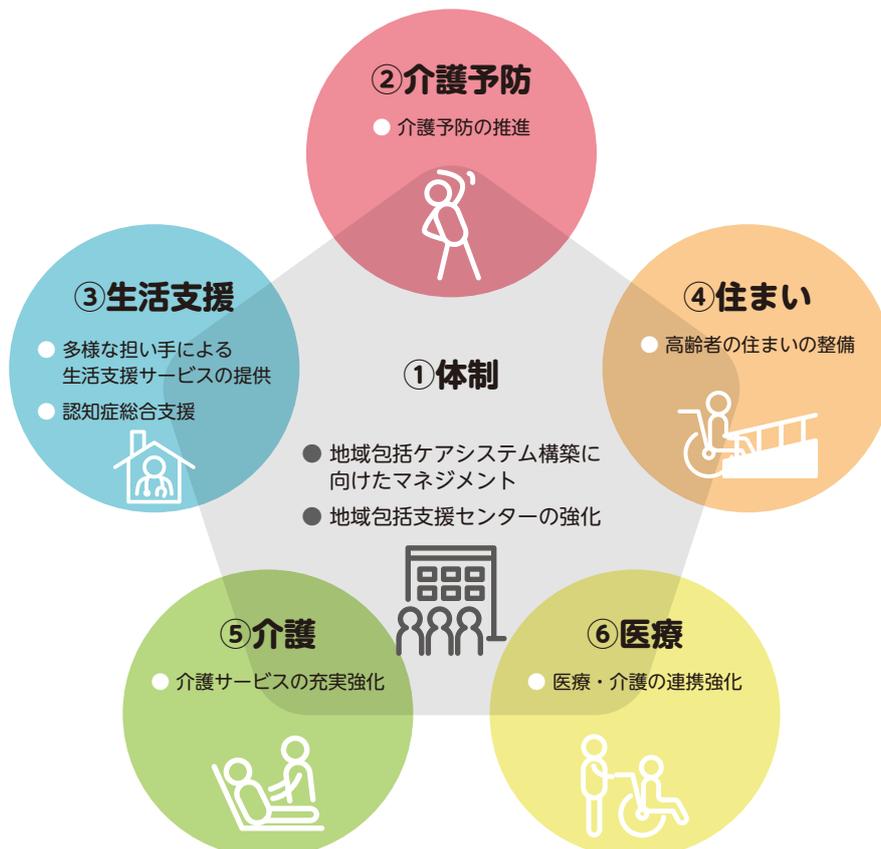


第8次計画の中で整備を進めてきた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が求められている中で、これまで以上に「地域の力」を高め、地域の中でさまざまな課題を解決していくことが重要です。

こうした点を踏まえ、本計画では第8次計画の基本理念を継承するとともに、その実現に向けた施策・事業を展開していきます。

地域包括ケアシステム

本町における地域包括ケアシステムは、「体制」「介護予防」「生活支援」「住まい」「介護」「医療」の6つの枠組みで構築・充実し、「元気な時も、支援や介護が必要な時も、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」の実現につなげていきます。



基本目標・基本施策

基本目標 1 安心して暮らすための環境の整備

詳しく見てみて！事業

1

基本施策

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) より身近な地域における包括ケアと在宅医療・介護連携の推進 ●
- (3) 安全で安心な生活環境づくり

基本目標 2 介護予防と生きがいづくりの推進

詳しく見てみて！事業

2

基本施策

- (1) 健康づくりと生活習慣病予防の推進
- (2) 総合的な自立支援・介護予防の推進 ●
- (3) 社会参加の促進

基本目標 3 認知症対策の推進

詳しく見てみて！事業

3

基本施策

- (1) 認知症の発症予防・早期発見の体制整備 ●
- (2) 認知症高齢者や家族への支援体制の整備
- (3) 認知症高齢者に対する介護サービスの充実

基本目標 4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進

基本施策

- (1) 高齢者虐待防止の推進
- (2) 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

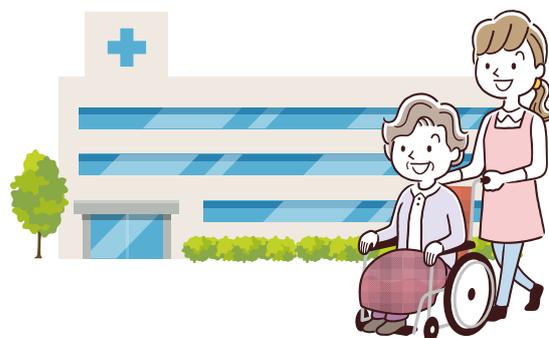
基本目標 5 介護サービス等の充実

基本施策

- (1) 介護サービスの充実
- (2) 自立生活へ向けた取組の推進
- (3) 介護者への支援体制の充実
- (4) 介護保険事業の適正・円滑な推進

詳しく見てみて！事業 ① 「継続的なケア」の実現

町内の医療機関や介護福祉施設との連携強化を図り、急性期から回復期、生活維持期まで、必要なケアステージに合わせた一貫的なケアを受けることができる体制を構築することで、「継続的なケア」の実現をめざします。



詳しく見てみて！事業 ② 「通所型介護予防事業の実施」

介護予防事業対象者等が要支援・要介護状態になることを予防するために、地域の集会所などにおいて、運動機能の向上を中心とする介護予防プログラムを実施します。



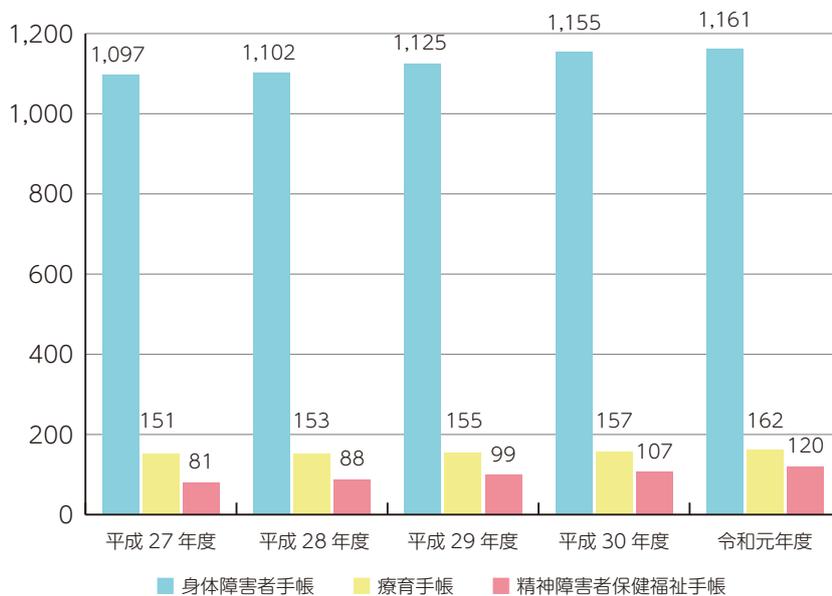
詳しく見てみて！事業 ③ 「認知症の発症予防と早期発見・早期対応」

認知症に関する正しい知識や効果的な予防をするための講習会を開催し、発症予防に努めるとともに、認知症が疑われる症状が発症した場合に、いつ・どこで・どのような医療や介護サービスを受けることができるのかを、あらかじめ示した認知症ケアパスの普及を促進するとともに、認知症初期集中支援チームを中心とした早期の対応・支援に努めます。



久御山町で障害者手帳を持っている人の数は？

身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移は次のとおりです。



- 手帳の種類別では、身体障害者手帳所持者数が最も多く、令和元年度には1,161人となっています。身体障害者手帳所持者の約8割が65歳以上の高齢者となっています。
- 療育手帳所持者数は、わずかに増加傾向で平成27年度から10人程度の増加となっています。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で平成27年度から40人程度増加となっています。

各手帳所持者で増加傾向となっています。こうした傾向や障害者を取り巻く状況の変化に対応するため、理念や基本目標を設定し、各施策を推進することで障害者に充実した、住みよい町をめざします。

基本理念

本町では基本理念に基づき、障害の有無に関わらず、すべての人が安心・安全に暮らせるような、みんなにやさしいまちづくりを推し進めてきました。

本計画でも障害のある人が必要な支援を受けながら、みずからの決定に基づき社会に参加し、自己実現できるような社会にしていくことが基本的な考え方です。前回からの基本理念及び4つの考え方を踏襲しつつ、その実現・充実を図ることで、障害の有無に関わらず、身近な地域で社会参加し、自立した生活を送ることができる社会をめざします。

本町では、行政、障害者団体、各種関係機関、地域住民など町全体で連携・協働し、障害のある人の社会参加と自立できる社会に向けて次の基本理念を掲げます。



4つの考え方

基本理念を実現させるために、次の4つの考え方により、障害者にとって充実した、住みよい町をめざします。

①ノーマライゼーション

障害のある人が社会の一員として、普通の生活を送り、活動できる社会をめざすという考え方

③ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害等に関わらず、あらゆる人が利用しやすいように都市、生活環境をデザインするという考え方

②リハビリテーション

単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、ライフステージのすべての段階で、障害のある人が人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加できるようにすることを目的としている考え方

④インクルージョン

必要な援助や支援を受けて、一人ひとりのニーズに合った生活を送ることができるよう、障害のある人を地域社会の中で包み込みともに支えていくという考え方

基本目標・施策の方向

詳しく見てみて！事業

1

基本目標 1 共生社会の実現と安心・安全なまちづくり

施策の方向

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 差別の解消の推進
- (3) 行政サービスなどにおける配慮
- (4) バリアフリー化の推進
- (5) わかりやすい情報提供
- (6) 手話施策の推進 ●
- (7) 防災・防犯対策の推進

詳しく見てみて！事業

2

基本目標 2 地域における自立と切れ目のない支援

施策の方向

- (1) 障害のある子どもへの支援体制の強化
- (2) 障害福祉サービスの充実 ●
- (3) 保健・医療の充実
- (4) 相談支援の連携・強化 ●

詳しく見てみて！事業

3

基本目標 3 教育の充実と活躍できる機会の創出

施策の方向

- (1) 教育環境の充実
- (2) スポーツ・文化活動・交流活動の促進
- (3) 雇用・就労などの促進

詳しく見てみて！事業 ① 「手話施策の推進」

聞こえに不自由を感じる人たちが、安心して生活できる環境づくりを推進するため、あらゆる住民が手話に触れる機会を増やし、手話に慣れ親しむことができる施策推進に努めます。



「基礎課程」の講義より

詳しく見てみて！事業 ② 「療育教室の充実」

療育教室では、個々の発達段階における課題に対応した療育を提供します。

乳幼児健診や相談事業などにおいては、保健師などの判断で、療育が必要な幼児に対して、療育教室を紹介します。就学後も引き続き子どもへの支援を図る体制を検討していきます。



詳しく見てみて！事業 ③ 「相談窓口の充実」

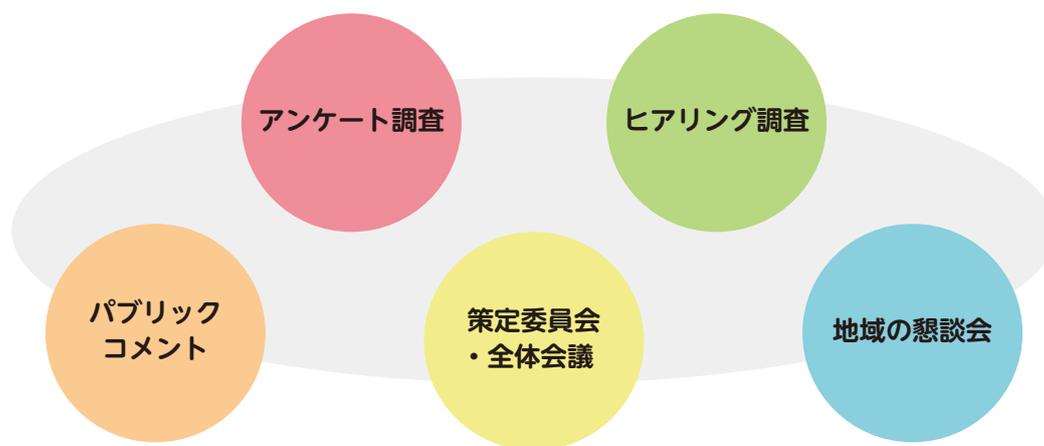
障害のある人や家族が抱える問題について、生涯にわたる一貫した相談支援を実施するため、総合相談窓口の設置を推進します。また、発達障害に関する相談窓口を設置するとともに、「大人から子どもまで障害・発達障害に関する相談」の啓発及び相談支援体制の充実を図ります。



福祉の3計画 みんなで進めていきましょう！

福祉の3計画の策定にあたっては、アンケート調査やヒアリング調査、地域の懇談会やパブリックコメントなど、住民の皆様をはじめ、地域の事業者、福祉の関係団体等に広く参加・協力いただきました。

また、各計画の策定委員会や福祉の3計画の全体会議においては、行政職員や社会福祉協議会に加え、日頃から地域で福祉活動に取り組んでいるさまざまな団体の代表者等に参加いただき、これからの本町の福祉や計画のあり方について、検討を重ねるなど、まさにみんなで力を合わせてつくった計画となりました。



年齢や性別、障害の有無を問わず誰もが活躍できる久御山モデルの「地域共生社会」の実現をめざし、これからもみんなで力を合わせて、福祉の取組を進めていきましょう。



本町ホームページには
こちらのQRコードから!!

それぞれの計画書は、本町ホームページでご覧いただけます。
気になる部分や詳細が知りたい部分については、本編をご覧ください。

※表紙の絵は、和音くみやま作業所で働く、五所尾 宏美さんの作品です。

くみやま 福祉の3計画 概要版

発行：久御山町・久御山町社会福祉協議会

発行年月：令和3年3月

久御山町

〒613-8585

京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

TEL 075-631-9902/0774-45-3902

FAX 075-632-5933

<https://www.town.kumiyama.lg.jp/>

久御山町社会福祉協議会

〒613-0043

京都府久世郡久御山町島田ミスノ 11 番地

TEL 075-631-0022

FAX 075-632-3001

<http://www.kyoshakyo.or.jp/kumiyama/>